

軍港の発展とともに形成された 近代初頭からの被差別部落の歴史

呉部落解放研究所 所長 小早川 銀宗

一、海軍鎮守府の発展の陰で

一、呉軍港の建設と人口増加

一八八九（明二二二）年七月。——現在の入船山記念館の土地に海軍鎮守府長官邸が完成したのがこの月だった。その五年前から、呉浦では性急な海軍軍用地の確保作業が行われていた。その結果、「帝国海軍の基地を作るのだ」という強権的な命令のもと、現在の呉市の中心地を含んだ庄山村と和庄村の南の一部、及びほとんどの宮原村（主に浅野藩がこの地方唯一の「町方」と認めていた港町の「呉町」を中心とした沿岸部）を強制移転させた。一二三戸が図のように他へ移転させられた。そして突貫工事の末、大日本帝国憲法發布の年に鎮守府は完成したのであった。

この大工事のために「呉に行けば仕事がある」と、県

内を問わず愛媛県・山口県などの県外からも移り住み、集まってきた人が多くあつた。用地の掘削工事を請け負った二つの業者が雇つた人員は、一日五、六千人、多い日で一万八千人にも達した。働く人たちは期待して来たのに、実際には低賃金であった。日当は二升五合支給で、換算すると十六銭で、今のお金で二三五五円であった。

この頃、呉ではにわかに木賃宿が増え、簡易バラックも建つた。この労働に従事した人々は、住居が不衛生な上、重労働により、また伝染病の赤痢の流行により、倒れる人もかなりあり厳しい労働実態であったといふ。

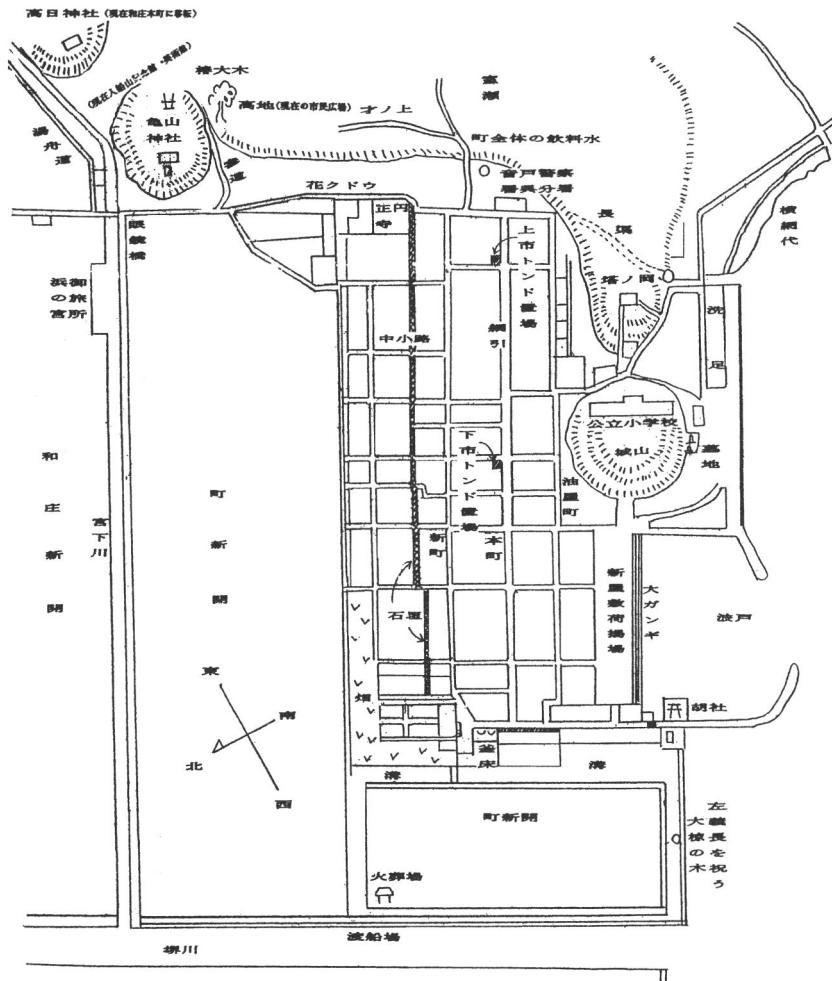
江戸時代の呉地方は元々、農業と漁業を中心とした村ばかりで、海軍が来る前には、人口一万五千三八五人の浦々だつたが、旧呉市（一九〇二年呉市制施行時の範囲）に当たる村々の人口は、以後うなぎのぼりに増加した。

鎮守府開府十三年後の一九〇二年十月には、これらの

明治初年頃の吳町

(浅田住太郎さんの図模写)

(出典『史実と伝説と憶測 川原石ものがたり』久保田 利数 吳尚古の会)

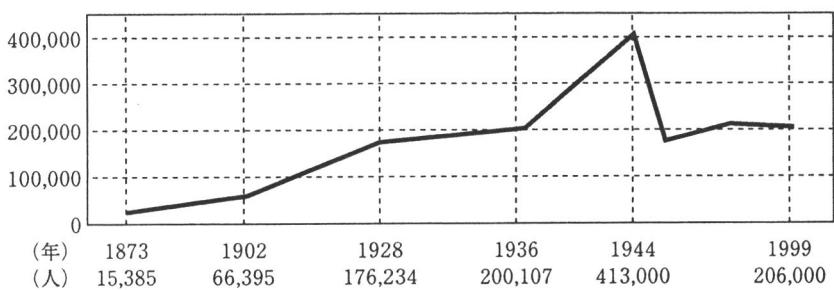
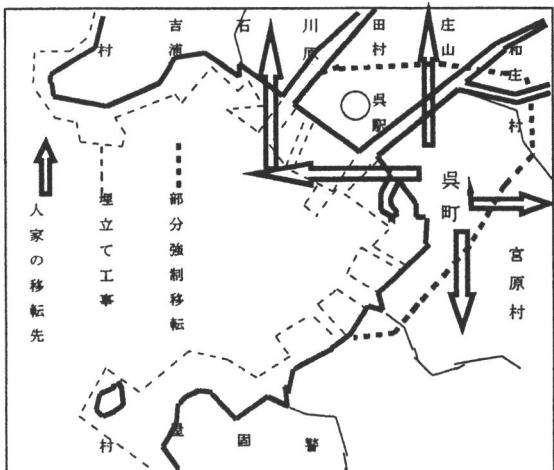


労働者や海軍関係者・水兵・海軍に關係する民間業者などの增加で四倍強の六万六千三九五人、第一次世界大戦後の一九二八年には一七万六千二百三四人、ワシントン軍縮条約（一九三四年）破棄後の一九三六年には二四万〇七人、一九四四年のアジア・太平洋戦争当時は、非常時として全国から來た軍関係者の各家への止宿命令により人口が膨れ、戦前戦後を通じて最高の四一万三千人に達する。

次の表はその変遷である。

二、食糧事情はどうなったか
 一八八六（明十九）年、この年十一月から始まつた宮原村移転と軍港造成工事によつて、吳地域への労働者の流入が多くなつた。一八八九（明二二）年三月、村の移転を完了したが、並行して始まつていたのが鎮守府造成や道路工事などの突貫工事である。

このさなかの一八八七（明二〇）年、吳では牛肉は百匁（三七五g）が四錢（現在の約三五〇円相当）豆腐が八厘（現在の七十円相当）という記録が残つてゐる。（『吳日々新聞』）この牛肉の値段は當時の東京の肉の相場の百匁一三錢五厘と比して三分の一で、安いと言える。全国的に肉食が流行つた時代であるが、それ以前には一般的には肉の食



事を禁忌^{きんき}していたことも、安い理由である。一八七二（明治五）年に天皇の晩餐会に牛肉が出て、庶民はそれを伝え聞き、「天子様は神様だそうだ。その神様のお口に入つたのだから、宗教の戒律もくそもない」と以来急速に食肉の風が流行した。三ヶ月後には、僧侶の妻帯・蓄髪自由とともに肉食も自由という布告をした。東京で明治五年には日に二〇頭の牛を生産している。明治初年には日に二頭だったから、猛烈な需要であった。（『値段の風俗史上 明治大正昭和』朝日文庫）

呉では広島から毎日「番船」が出て軍港建設の労働者を呉に供給し、呉では一挙に「文明開化」が浸透した。

食料品店・旅籠屋・木賃宿・米屋・料理店・鉄工所・髪結い業・理容業・風呂屋・両替商・質屋・仲居業・芸妓業などが町の中心部に出現した。特に人口がどんどん増えていくことから、食料品店が急増する。しかし、店を構えた魚屋は町の西部（川原石港）に少々だけということから、副食が人口増加に追いつかなかつたらしい。

一八八七（明二〇）年、「呉港の【新と牛場】にて屠殺する牛は日に二頭」の記事が残っている。（『呉日々新聞』

翌一八八八年の記録では、処理する牛は年間二七〇頭に過ぎなかつたのだが、その四年後の一八九二年には五六頭、十年後の一八九七（明三〇）年には、呉の「食肉

小売業」は八四店と増え、海軍への牛肉納入の需要と「食肉の風」の習慣が市民の間に急速に広がつていつたことを示している。一九〇二（明三五）年には処理する牛は五業者の扱いで合計四八四〇頭にもなつていて。

このように呉の村々の急速な人口増加に対して、海軍の命令的な諸物資の需要に応じること、及び市民生活上の様々の需要を満たしていくためには、それこそ総合的な都市計画が必要だつたと思われる。道路・軍港はかなり計画的だつたが、当時の国や海軍は呉市の行政については「軍に従属すべき官民」として顧みることは微であつた。

三、と畜場の建設はどうなつたのか

軍兵士と市民の胃を満たす食肉生産のためのと畜場は、結局、民間の納入うけおい業者五店が、最初別々の場所で職人を集め、自分の店の専属としてそれぞれ小規模のと場で働くさせた。納入金額も協定することを妨害されて足並みが揃わず、業者間の競争であった。その結果、組同士の賃金を低く抑えられ、職人同士はその組々によつて条件・賃金が違うことで、お互に比較して自分を慰めるということもあつた。賃金が良ければ契約時間が長いとかあるいはその逆であつたりした。これといつて

飛び抜けて良い条件は作られていなかった。文句を言おうものなら個人經營だったから首がかかるついた。

こうして、牛肉を安価に海軍に納入する差別的システムが作られていつたのである。のちに呉市営となつてからも、業者自体は民間であり、このやりかたが受け継がれて一九七〇年代のと場廢止まで営業が続けられた。

一九〇二（明三五）年六月。それまでは農家の灰屋が

三軒しかなかつた、緑の多い谷間である現在の呉支部の地に、民間の海軍食肉納入業者のうちの一軒が設置したと畜場が営業を始めた。しばらくして土砂崩れでその業者は営業を諦めたが、一九〇九年、敷地だけ呉市が買い上げ、市内の民間五業者をそこへ移し、経営だけは民間で行い競争するという、市営と畜場とされたのである。土地は市のものなのに、生産従事者は市の職員となつたわけではなかつた。

この土地は谷の水を集めた細い急流、金立川（きんだいら）が地区の中央を流れ、呉市内の二本の川の一つ二河川（にこう）へ日の前で流れこんでいる。昔から朝日の当たる風の吹き込み暖かい土地であったが、三方には山肌が迫り狭隘（きょうあい）であり、本当は地盤が弱く、のち何回もの崖崩れと鉄砲水を伴う場所でもあつた。一九〇九年、それまでもつと二河川下流の新呉港などにあつた、計五ヶ所の私設と場を一ヶ所

にまとめて、この地に五店の共同のと畜場を呉市が造成する。この時から呉支部の先人たちの苦渋の生活の歴史がスタートするのである。約百年近く経つての現在、近代になつてこの場所が被差別部落にみなされ、差別が創出されていく過程と、先人の歩みのたくましさや、差別行政との闘いの歴史を報告するのがこの文の目的である。

二 広島における江戸時代の差別制度

一、革田制度の実像

呉地域はもともと主に農業地帯であり、江戸時代は農家の多いこれらの村々は「地方」と呼ばれた。唯一「町方」として広島藩に指定された宮原村の沿岸部の呉町は、卸問屋で賑わっていた。綿栽培による肥料とされて取り引きされた山陰方面から移送される干鰯、ニシン、油かすなどを商う問屋が並んでいた。その町の祭神・龜山皇宮城神社の周辺は賑わっており、祭りの時など特に治安対策も重要であつた。

江戸時代後半には、百姓の一揆対策として見張り役を担わされたり、階層分解による社会的な貧困の拡大から、犯罪も多くなつたので警固のこととして、流浪者（野非人）の排除・警備の夜回り役をさせられたり、下級役人

として活動させられていた革田身分が広島浅野藩の警固役の呼び名であった。そして年貢収奪が益々強化される江戸時代後半には、百姓・町人の不平不満のはけ口の対象としての性格を持たされていったのがこの革田制度であつた。治安維持の役、分裂支配の道具としての革田役の重要性が高まつてくる。浅野藩は警固役の革田方を政策的に各村に配置した。この役は村の警固役・夜回りを中心にしており、中には「草場株」を持ち斂牛馬を扱う村もいくらかはあつたと考えられるが、それは呉地方の場合、全部の村にはなかつたであろう。役の警固の手当（見廻番賃）だけでは生活できない。しかし他の職業につくことを厳しく制限していた封建時代であるから、革田の人々には、年末年始とか節句の行事として、村の各家に神を迎えるための予祝として「門開」をしたり、芸能の見料をいただくところの、勧進の稼ぎを藩から認められていたのみであった。これは、歌や口上や舞により、田の神や大黒様を村のそれぞれの家に迎える行事であり、百姓身分中心の村人には欠かせない大切な年中行事だつた。その際、賀茂郡仁方村では、「極月」十二月に入ると「節季候」という予祝の行事を行い、頭に長寿を願う歯朶を飾り、顔を茜の布で覆つた二人組が「せきぞろ、せきぞろ」と唱えながら新しい草履を受け持ちの家に配つて

回り、神への供物を家々からいただいていた、との記録が【呉市史資料編近世II】の仁方村【国郡志御用書上帳】の風俗の項に見られる。（一九九九年、呉市史編集委員会編、呉市役所発行）

<p>正月朔日（一日）寅刻（午前二～五時）頃より当 村革田共三五人連にて家別へ來り、太鼓を打万歳樂 を唱て祝物を受、是を彼等門開といふ</p> <p>三日頃より三五人連にて家別へ來、笛・手拍子太鼓 をならして田植舞をして祝物を受、是を鳥追共蚕舞 トモ云</p> <p>おとくいちらようじんづれ 同壱兩人連にて（二人連れ）大黒舞に來</p> <p>正月（十一月）朔日（一日）より十五日頃まで 式人連にて編笠に歯朶を飾り、茜色の木綿にて貌を 隠し、老人ハ其家の富貴を祝し</p> <p>老人ハせきぞろ、～と囃立て祝物を受、 せきぞろとハ節季候なるへし、節句の度々草履を 受けの家へ持來穀物を羅、是等ハ皆革田共の業前 也（なりわい・仕事である）</p>

これらはもちろん、分裂支配政策の一環として、武士の下級役人としての仕事をさせられている中での副業み

たいなものなので、厳しい差別意識に囲まれてこれらを行つていた。キヨメの種類の行事である。しかし、その中にあつて一生懸命に役を果たして、なんとか生きる糧を求めている必死の姿が浮かんでくる記述である。

このような革田の分村が置かれていた記録は、一八二

五年に頼杏坪らが完成させた「藝藩通志」の作成のために各村の庄屋に提出させた、文化・文政時代の各地の村の「国郡志御用書上帳」により判明している。現在の吳市地域に当たる一四の村々のうち、各地の村の記録にはつきりと、革田の身分で「用立つ者何人」「その掛かり人人数」「見廻番賃米（夜廻り給）何斗何升」などと記載している村は合計一〇村にのぼる。

しかし、これらの江戸時代の被差別部落（革田村）と、山手地区のと畜場形成との関連は十分に明らかになつてない。さきほど述べたように元々この場所には被差別部落も、人家すらもなかつた。だからむしろ、一八七一年の身分解放令以後、差別のため困窮していた県内各地や県外の技術を持つ職人である他地区の人々が、海軍の設置とその後の人口増加によつて食料生産の一環として、食肉生産業者からの職人募集によつて集住してきはじめた、とか、そのと畜場の関連事業には、被差別部落以外の人々も随分と従事しはじめた、という聞き取り調査で

確かめられた要素が大きいと思われる。福山方面から先祖はここへ移つたとか、いやうちとこは長崎から来た、また安佐郡（広島市北部）から来た、大阪空襲を避けて移ってきた、などの伝承が住民に残つている。

二、「解放令」後の生活の変化

「明治になつて困窮がひどくなつた」のはどうしてであろうか？歴史的には一八七一（明四）年八月二八日の「解放令（太政官布告日誌第六一號）」が出されたことにより、広島でも「革田役」すなわち長年押しつけられた分裂支配政策の一端を担う仕事からは解放されたわけである。しかしそれは全国的に一八七三（明治六）年に発足する近代的警察制度を、主に失業していた士族たちに担当させる都合から、同業の革田役を廃止する必要性があつたという理由も考えられる。また革田屋敷などを除地（免税地）として別枠的権利があつたのを「四民平等」だと言つて税を取る都合もあつた。一八七三（明六）年に「地租改正」を実施し、あまねく金納の土地税をとり、同年完成の壬申戸籍を作成して、国民皆税の税制と徵兵制を引くという近代化の一つの政策を引くという理由であつた。

解放令は、のちに「明治四年に天皇のありがたいおぼ

しめしで解放されている筈なのに、差別があるのはいけないではないか」という論拠にはなった。それを元に解放への動きを作つていった地域も多い。しかしそれが「一片の紙切れだつた」と言われる理由は、差別をなくすための施策・保障は何もなかつたからである。

各村に配備されていた警固役としての広島の革田身分は、江戸時代を通じての厳しい身分差別強化政策により、「お触れ」で示された事以外の「わがまま勝手」なことは許されず、「革田見廻番賃」という年間契約で支給された村入用からの米麦が少ないながらも支給されたり、公認されていた勧進や門開による収入によつてしか生活できていなかつた。

天明期の始まる一七八一（安永一〇）年の「革田風俗統制」（広島県史）によると、「馬口勞（博労）商売」を厳しく差し止め。博労商売のために百姓の家に座（敷）上して酒をくみ交わし、炎をすえてもらつてているなどと聞くが、このようなことは第一に百姓がふらちである。一切禁止する」というように、藩から郡中革田に対して職業・生活態度・風俗などの統制を厳しくし、「第一に百姓がふらちである」と言つてはいるが、「差別する義務」を民衆に要求したのである。こうやって差別観念が最も強く醸成させられていく。

そのあとで明治維新の時の「解放令」を迎えるわけである。県北の恵蘇郡（現在の広島県比婆郡・比和町や庄原市の一帯）に着任した官吏が、県庁に問い合わせた文書によると、次のように心配事についての指示を請うている。

（革田の人たちが）近辺で盜人をはじめ、悪党をやつつけて遠ざけ村の隅々まで巡視し、不審な者が見あたればその処置をするので、毎年春秋は勿論、その都度勧進だといつて集めにやつてきて、それらの深い情けでもつて日々を送る者が十人中九人までであります。平民同様と仰せられた上は（村人は）一粒も与える筈はなく、今日の時勢、悪党がうろついているので、以後右のような異変が起こつた場合は、（私ども）役人から話があつても指揮に従つて働くようなことはなく、これら制度をどう考へるか、措置をしないと民衆の心は朝夕に不安ですので考え方を言つてください。

〔三次市部落解放運動史〕 部落解放同盟三次市協・一九七六年）

解放令で革田役の仕事は解放されたものの、今度は給

米もなくなつた。本当は「見廻番貸」^{みまわりばんらん}として正当に村から受け取るべき給米を、この郡では革田の人々に勧進で回つて集めさせ、そのことを差別的に「それらの深い情けで」日々を送つていたと官吏は書いている。村の人々は（これからはそれを）一粒も与えるはずはない」ので、日常生活において収入が断たれて、はなはだ困窮したであらうと想像できる記録である。

全国的な動向として、解放令以後、部落外の資本による靴・鞄などの皮革産業が現われ、家内手工業を主とした部落の皮革細工が打撃をうけた。警固役・御仕置役も廃止され、収入の道が閉ざされる。なんとかして小さな田畠を耕しやつと小作に入るか、都市に流れ込み底辺労働者として日稼ぎをするなど、色々な方法によつて部落住民はその子だくさんの家庭を守ろうとして努力してきた場合があつた。しかし、順調な者はなかなかなかつたと考えられる。一家離散、過重労働での早死、まだ幼い子の労働や奉公・身売りにたよつて一家を立てている人もあつたであろう。差別は明治以後もついてまわつたのである。

「呉にいけば仕事がある」——これはあちらこちらの被差別部落住民だけではなく、高い税のため土地を奪われていたたくさんの数の無産大衆の合言葉でもあつた。

不平士族の反乱・自由民権運動への力による弾圧の歴史のすぐ後、天皇主権を柱にした「大日本帝国憲法」發布（一八八九年）と同じ年に、明治政府は呉市に海軍鎮守府を突貫工事で作ったのだった。朝鮮半島での日本の経済侵略が反感を買つて、五年後の一八九四年には朝鮮民衆が封建制度打破と日本の経済支配の排除に立ち上がり「甲午農民戦争」が始まる。中国の清朝に援軍を依頼した李王朝に対しても日本は先制攻撃をかけ、出兵して日清戦争をおこした。その基地として呉鎮守府を急いだ理由はここにあつた。呉軍港は戦争で傷ついた軍艦の補修と兵士の療養先となつた。のちに宇品港とともに、日露戦争の時の陸海軍の主要軍港となつた。先進資本主義諸国に「追いつき追い越せ」の国家主義が台頭しつつあつたのである。

この後、好景気と不景気が波のように襲つてくる自由放任の資本主義の利潤追求・大地主の成長の社会となつた陰で、民衆の人権はほとんど何も顧みられない時勢が続く。税の高さから、小作だけではやつて行けないなどの理由で、軍港での仕事を求めて初めに呉にやつてきた人々は、不景気の時にはなかなか他の人がつかない、と畜場の関連の仕事をありついて生計を立てた人もいると想像できる。

宮原村の買収・移転が終わり、土地掘削と軍港建設を始める時、「土方」が予定の五千人集まるかどうかと心配したのに、実際には當時二万人集まつた。彼らは仕事を求めて応募した人の数の多さに「日当は安くいいから、とにかく働かせてほしい」と言つていた。これが安い労賃の秘密だつた。江戸時代後半の零細農民が大変多くなつた時代のすぐ後である。いかに生きるのには厳しい世の中であるかということと、同時に政府はそれをたいへんうまく利用したということがわかる事情である。

三 住民嫌悪施設の集中の政策と

差別観念の形成の経過

一、地区の環境はどうなつていつたか
一九七二年五月二五日発行の解放新聞広島県版（第六一号）に載つた、S・Nさん（現七七歳）の生い立ちの手記「部落という名の」十字架“一完全解放えの闘いのみちのり”から、一九〇〇年代初頭の差別意識の状況について述べて、当時の呼称・中山手町への差別観念の表れ方を考えてみる。

呉支部は呉市の中心部からほほ北西の谷間の位置。町内には、海軍や行政の強大な権力によつて、ここ

…私の父は長崎県の出身で流れ大工をしていた時に広島へ来て、母と知り合い、一度は長崎へ帰つたが、母親が広島出身なので、また呉市へ出てきて、現在の呉支部があるところへ住みついたわけです。呉へ来た時には家もまばらでしたが、私がもの心ついた時には、と畜場、火葬場があり、野犬処理場、後産処理場、共同墓地など、すべての悪い環境のものが集められていました。そのころ父も母もと畜場で働き、貧乏人の子だくさんで一三人もの子どもがいました。…靴下一つも買ってもらうことができず

に入々がいやがると畜場、火葬場、野犬処理場、後産片付け、共同墓地などの諸施設が集中的に設置されました。この悪環境の上にすこし雨が降ると雨水が道路にあふれ、しばしば水害をおこす。その上、道路はせまくて悪い。住宅は狭い上に悪く、劣悪なまま放置されています。生活環境、教育条件、社会福祉など、どれをとつても行政の手が全くさしひられないなかつた地区です。私たちは長い間、行政の谷間におかれて、差別と貧困に苦しみ悩んできました。…一九六七年三月頃から同志が集まり、學習をつみ重ねてきました。一九六八年一月部落解放同盟呉支部が結成されました。

素足のまま学校へいくのがほとんどのことでした。服といえば、大きかろうが小さかろうが、そんなことは問題ではなく、ただ単に着ているというだけのものでした。：学校では何かにつけて「Sさんあんたがしたんじやろう」「運動場の真ん中に立つときなさい」と言われました。廊下に立たされることはざらで、教室の中に立たされることは、いと易いことでした。当然のごとく勉強はできない、みんなからは遅れる。家に帰れば帰つたで、勉強しどころではありません。ごほんの支度から、子ども（弟妹たち）の面倒まで、一切がつさい、家の用事は全部私がしなくてはならない。ちょうど私が子どもでありますながら、子持ちみたいなかつこうであつたわけです。母がお産をするのに、当然、家の中の仕事はすべて私の肩にかかります。学校を休まなければならぬ。生活がかかっている母は、子どもたちのことばはほうり投げでした。

「悪い環境の施設」と、地区住民からも表現されたこれららの施設は、いずれも人間が集団で生活していく上でどれも大切で、かつ、それなしには安心して生活していかれないものばかりである。しかし、市民がそれらの施

設のある地区を、江戸時代以来の差別観念をかぶせて被差別部落とみなし始め、その蔑視観念によつて従事する職業そのものの単位労働賃金を低めた上、海軍の強権的な命令で、牛肉納入業者は低額納入を強いられ競争させられた、という現実とあいまつて、この地区の人は低賃金労働のシステムでの生産と、組・組での中間搾取のシステムがあつたので、貧乏に拍車をかけられたということがあつた。これら的事情が、長年の間にS・Nさんに代表されるように地区の大多数の住民の生活のパターンを作り出してしまう。すなわち解放理論にいうところの「市民的権利が行政的に不完全にしか保障されていない。とりわけ就職の機会均等が奪われ、近現代的な産業の就労から排除、ないし疎外されている」というその本質が集中的に表れてきたのである。このことは教育での疎外状況を生み、それが原因で実態が觀念を形成するという部落差別の機能によつて、差別意識を増幅するといい差別の悪循環という典型的な状況を生み出してきた。

一八九三（明二六）年当時の帝国議会・衆議院で質問がでており、それは次の質問である。

呉鎮守府における水兵は常にR.M社のバタを喰らいその残缶は芥溜あくただれに山をなし、また鎮守府の水兵は口

ース牛肉を食料となし、その牛の残肉は広島師団に
おいて買収し、これを兵卒の食料となすと聞く。

政府経費節減の際、政府は何をもつて呉鎮守府の奢侈（ぜいたく）を是認されるか

この答弁はいずれのケースも政府は否定してかかってい
るのだが、ロース牛肉を安価に仕入れるシステムの強要
によって、予算の中でうまく搾り取ることができたこと
を示していると思える。

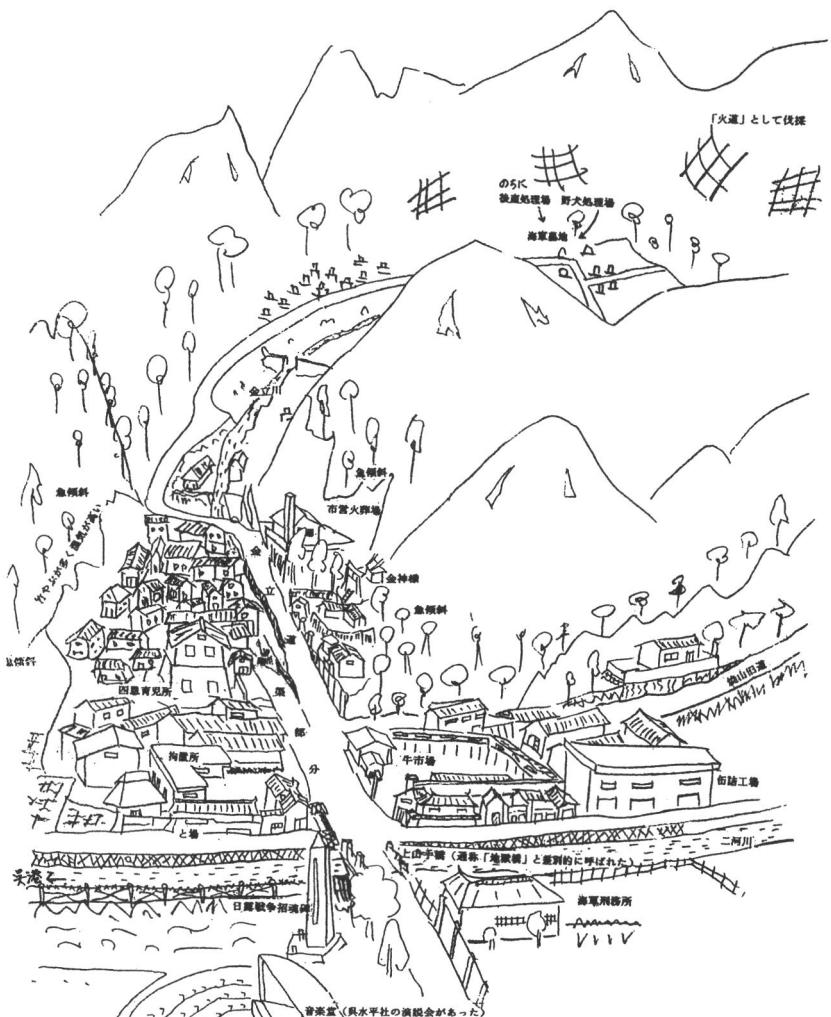
明治になつて定着した「食肉の風」——その食習慣の供
給源としても、そして主には「帝国海軍は国の防衛の要、
その兵卒たちのエネルギーの元、体力増強の献立」のた
めだと、低賃金労働の犠牲を伴うと畜場の創設から、こ
れらの意識は始まつたと言える。そして二河川を挟んで
対岸にたくさんできた海軍兵員宿舎に、全国各地から集
まつて来た将校・下士官たちは、全国に存在した江戸時
代からの部落差別の観念をかぶせて、この新しくできた
と畜場に対して口に出して差別をし、呉市民もまた市内
の他地区の被差別部落と同質の差別意識で対処したと考
えられる。その無責任な意識が原因となつて、市役所の
役人も差別意識に染まつていた。続けて別の、人の嫌が
る施設を次々と押し付けてきたのである。

二、諸施設が戦前の行政によつて押しつけられた

①火葬場について

呉市内には昔から、八カ所もの「山焼き」の火葬場が
各自治会単位にあつた。人口増につれて他地区のものが
閉鎖され、この地区の山よりにあつた山焼き場が次第に
多く使用され始め、一九〇七（明四〇）年、民間經營の
導西火葬場ができ営業し始めた。設備がいくらか整備さ
れたのはここだけだつた。他の山焼き火葬場は、市民の
人口が急増して密集してくると、山の上へと民家が迫つ
てきた。その結果、数年しない内に住民からの苦情で、
役場から「衛生上問題がある」とされ、自治会長に対し
て廃止の命令が出されたので、次々と使用できなくなつ
た。例えば庄山田村小島の火葬場はそうであつた。こう
して海軍の戦争犠牲者も含め、不幸のあつた親族たちが、
導西火葬場を利用しはじめた。この会社は市街部に火葬
待合場を設けたほどだつた。しかし、周辺の地区の人々
がたびたび、匂い・環境問題について市役所に対し移転
を要請し、一度は他の山間部に市営火葬場建設の計画が
立てられたものの本気ではなく、市は結局、民間のこの
火葬場を買収した。一九三三（昭八）年五月、呉市営金
立火葬場として公営になったのである。その際、周辺・
地元への説得のあつた市の設計では「無煙・無臭」の完

1930年台（戦前）の中山手町



全焼却炉七基で、石炭使用ということだった。当時としては頑丈なコンクリートの建物を作り、戦前の呉市は移転させずに結局この地区に押しつけた。結果、匂いと塵埃が、移転要求達成の一九七二年（昭四七）まで住民をずっと悩まし続けた。軍兵士と市民とで人口の多くなった戦前の呉市は、大きな病院も他都市より比較的多くあつた。地区の山よりに後産処理施設も作られていつたのである。

②と畜場について

人家のなかつたこの地区に最初にできた一軒の業者の経営すると畜場が、一九〇七年に水害で被害をうけたので、呉市はその土地約四百坪を買い上げ、一九〇九（明四二）年二月に、市内の他の四つのと場と統合して「市營と場」をこの地に完成させた。

前年四月には、政府から全国的に「食肉の風」が盛んになることに対し、衛生上の理由により、と畜場は「公營」を原則にし、場合によつては民間のものを強制接収するよう、との指示があつたばかりである。（「と場法」）その際、「本市に於いては兼ねて堺川、宮下川埋築（堤防整備）に次ぐ（注ぐ）新財源としてこれを調査中にして、目下市内に於いて一日八頭ないし五頭をと殺しつつ

あり、相当利益あるものと見込むものである」と呉日々新聞の記事に記載されている。市は河川の埋め立ての工事費用の財源に使えると、その収益を当て込んだのである。市の参事会の現地視察まであった。この時、買収価格が折り合わなかつたので、市は年度内に使用期限が切れるわけだし、政府も「接收せよ」と命令しているので、「その時は強制接收する」と通牒を出し、「買収交渉を中止する」と、まるで戦争の最後通牒を出すような方法で安価な買収に従わされた。

その後、「年三千圓から四千圓の収益」が市に入つてたとの記録がある。一九〇七（明治四〇）年に白米一斗（五kg）で一円三四銭の相場があるので（参照「値段史年表」週刊朝日編朝日新聞社）当時の「四千圓」は一九八六年では単純計算で約一千万円に相当する。当時は今日のようなインフレではないので、実質価値はこの二倍はあると考えられる。土地だけが市営というわけで、かなりの上納金を取られていた。

③海軍刑務所について

海軍は、軍港開設とともに移転させていた亀山神社の近くに、軍の脱走者や軍隊内の犯罪者の「海軍刑務所（監獄）」を作つていたが、一九〇二（明三五）年にそこ

の住民から「位置は次第に市街地の中央になりつつあり、山の手からは容易に内部の様子を下瞰し得るのは不都合」と、移転要望が出されていた。そこで海軍はすでに確保してあつた「射的場」（当地と川を挟んですぐ対岸。現在は市営プール）に一九〇九（明治四二）年一一月に移転させて来た。

④拘置所について

また、一九二二（大一二）年九月、裁判所の場所にあつた呉拘置所が、当地区的と場の隣奥に移転させられる。（戦後、一九四六年一月吉浦町に移転）

に移管された。

⑥市営墓地について

当地区的川上の火葬場からさらに上方の谷に沿つて、一九四一（昭一六）年に海軍の命令で広い道路をつけ、海軍墓地として造成したのが、戦後から現在に至る市営墓地の始まりである。今も碇の憲章のついた墓が幾つかあるが、数は少なく、むしろ当時は海軍の物資置場として、特にアジア・太平洋戦争中は、飛行機の機体の一部・輸送車・工作機などが擬装の覆いをかけて隠されていた。市営墓地になつてから戦後は、一般の家の墓が多くなり、現在立錐の余地もないほどになつている。この墓地は市民の先祖を祭る感情から移転の対象にはせず、ただでさえ狭い呉の地の市営墓地として使つてもらえるよう移転事業の時配慮した、と活動家は言つている。住民の心を示すことがらである。

⑤市営家畜市場について

と畜場の北側の土地には、と畜場へ連れて行く前の私設の「家畜市場」（牛・豚の係留場）があり、牛も火葬の人も二河川を渡つて入つてくるので、その目の前に懸かっていた上山手橋のことを、市民の一部には差別的に「地獄・極楽橋」とか、略して「地獄橋」と呼ぶようになつていた。「ここを通過れば生きては帰れない」という意味である。のちに地図会社の作成した呉市精図に「地獄橋」と書き込まれていた事実（一九七〇年）もあつた。この市場も一九一六（大五）年、「市営家畜市場」として市営

⑦野犬処理場

戦後の日本国憲法の下であつても、野犬処理場が一九五〇（昭二五）年の狂犬病予防法によつて当地に設置された。解放運動の中で、広地区の干拓によつてできた工業団地の中の動物愛護施設に移転した。

動編】によると、次のように大正期の記述がある。

以上の中にしばしば出てくる一九〇一（明三五）年といふ年は、宮原村・庄山田村・和庄村・一川町（吉浦から分離させた川原石・両城地区）が、海軍のさしがねで県知事の要請を受けて「重要な海軍の鎮守府のあるところだから行政区を一つにしないと不便」との考えで合併され、呉市となつた年である。

第一回市長選挙では、それに先だって選挙された市会議員の数が、県外から呉にきていた海軍出身者のつくる「呉同志俱楽部」によつて多數を占めた。市長選挙は各議員会派の推す候補者に議員だけが投票するしくみだつた。地元候補を抑えてこの俱楽部が推す元海軍主計大監が、一八対一七で当選した。以後地元代表が市長になるのは第四期まで（一二年後）待たなければならなかつたわけである。「海軍の干涉は海よりも深し、海軍の迷惑は山よりも高し」というフレーズが庶民に流行つていた。それほど海軍の專横と言える市政からスタートしたのである。このなかで集中的に住民嫌悪施設が次々と市営でこの土地に設置されてゐるのである。

呉市における被差別部落数及び戸数・人口は、官庁統計によつては確かめることができない。県内各都市長の報告をまとめた、一九一二（大二）年の『広島県部落状況』の呉市長報告では、”各所に散在し一地区域を限り：集団をなし、細民部落と指称すべきヶ所之れ無く候、また其の者の性行風習には良否ありて、之がために社会風教並びに経済上に影響を來すものとも認め難く候“といふ。ここでは”細民部落“と蔑称をもついて”ヶ所之れ無し“といつてゐるが、果たして事実であるのか。

また一九二〇年の市長報告でも、被差別部落数・人口・戸数などは呉市だけ記載が抜けている。

右の文章は、被差別部落が存在していることだけは分かる文章である。そうでないと「細民部落」という差別用語は使用できないし、「其の者の性行風習良否あり」とは報告できない。しかし、その生活の現実は見ようとしていないし、「指称すべきところは無い」と地区の存在を否定している。

四 近代の呉地域の差別意識の状況

【呉市史第五卷第二節「社会運動の状況」一、解放運

村に存在するはずの呉地方の被差別部落は、行政的にその存在を無視された実情があつたと考えられる。しかし山手地区に対してもオーバーラップしておおいがぶせる社会意識は確実にあつたことは次の資料でうかがえるのである。

【大呉市民史】（呉新興日報社 一九四三年 初版明治

編）によると、一九二〇（大九）年頃と思えるが、呉市の被差別部落の戸数三六二戸、人口一九〇三名とあり、その職業別の戸数を次のようにあげてある。

・漁九〇	・魚商一一	・職工七五	・日稼三六
・製靴一七	・屠夫（と畜場人夫）二〇		
・獸肉販売九	・下駄直八	・店員八	・古物商七
・物品販売五	・農業四	・沖仲仕二	・薪炭商二
・鍛冶二	・羅字（キセルの管）仕替二	・青物	
・軍人	・辻占	・桶屋	・人力車夫
・大工	・麻裏製造	・製皮	・周旋業
・結髪	・鶏商各一	・船乗	・葉種商

住民も「職工七五」世帯と、工員として技術を持ち、国に奉仕するという精神で、海軍工場などに吸収された人が、七五軒と多くあつたといえる。しかし「平等待遇」という表現とはうらはらに、工廠の現場は差別意識が渦巻いていたと思える。差別のために職工の自殺事件が起っている。

大和同志会機関誌「明治の光」によると、その「雑報欄」に「感すべき部落青年」と題する記事を掲げ、「呉日々新聞」の報道を引用しながら、海軍工廠における自殺事件について次のように記している。（明治の光）は被差別部落の有産家によって、奈良県中心にて作られた、部落改善運動の会・大和同志会の機関誌。この会の長は松井庄五郎。

【大正の御世】にも斯る旧弊風（昔の悪い習慣）の存して、可惜（惜しくも）青年を憤死せしめしは嘆ずべし」といい、世界有数の大軍事工場の中に「封建の野蛮」が根強く存在して一青年の命を奪つたことに強く抗議している。記事に付された「故書（遺書）によると「追テ葬式は極粗末ニ花車放鳥其の他工廠ヨリノ香典等一切御断リ下サレ度候」とあり、その工廠からの香典は一切受け取らないでく

れとの遺言は「世間の冷罵（冷ややかにののしる）への憤り」以外、何ものもないであろう。

また、「部落問題・水平運動資料集成第一巻」（秋定嘉和編 三一書房 一九七三年）によると、一九二三年の「全国少年少女水平社」の創設の動機となつた、呉の少年の鉄道自殺の報告は次のようである。

天真爛漫であり、平等であるべき子どもの國、子どもが世界に於いても身水平部落の出身のゆえをもつて貶視侮蔑される事実はある。

呉市○町○番地、Kの次男○は部落出身のいたいけない子どもであった。学校ではその素性を知つて居た友達からは、いつも虐められ、これを慰めて呉れる友達もなく、毎日ひとりぼっちの生活に泣いて居た。

大正一年一月一二日のことである。呉市両城トンネル付近の芝原に一人の少年が蹲まつて、指を一つ二つと折つて、一三になると涙ぐんで、また同じことを繰り返して居た。この子どもの様子を見て居た線路工夫は怪訝な思いに狐にでもつままれた心地で居た。

同日同夜、その付近に小学校の子どもの鉄道自殺があつた。その指を折り数えては一三になると泣いて居た子ども一鉄道自殺をした子どもは一この○君であったことが知れた。その鞄のなかには子どもながら涙で綴られた、部落出身を呪つた遺書があつたということである。

一九二一（大一〇）年、市内のある町では「風俗・衛生改善・貯蓄心の普及」を目的に「革新会」ができた。また別のある町には「明治講」が設けられたり、ある村では同じ年に、五〇戸の代表が「村の共有林の分配、区長制を実施し、村議会改選には被差別部落の議員を選出すること」を村当局に要求している。

この時期に地域の中にかつてない解放への自覚が生まれつつあつたと言える。県全体でも、差別待遇の悪弊をなくするよう通知だけは度々出した。呉市の社会課もそれにならつてこの頃、差別待遇除去の通知を出している。

- 一、祭礼の神輿担ぎの排除をやめること
- 二、神社行事への参加を排除しないこと
- 三、経費として必要な寄付は受け取るべきこと
- 四、若衆の行事だからと、婉曲に参加させないようになうこと

五、寺院では招魂祭などでの焼香を別にしないこと

六、寺院の説教等のとき、席を別に設けたりしないこと

七、学校では一部児童を末席に置いたり、級長に当選し

て後、先生が一部児童を嫌悪しやめさせないこと

八、寄宿舎での差別待遇がないようにすること

九、青年団では加入を拒否せず、競技など俱乐部をつ

くらねば参加させないなどの拒否するためにはざ

とそんな会則を作らないこと

など、かなり細かい。県の通知を引き写したということ

だが、自殺事件を考えれば、このような生の差別事象が

毎日起きていたと言つても過言ではない。

五 吳地域の水平運動

一九二二（大一一）年、全国水平社が結成された翌年の七月三〇日、「福島躍進青年会」が母胎となつて広島県水平社創立大会が行われた。県内各地にその運動のうねりが呉にも伝わつて来る。

【部落問題・水平運動資料集成 第一巻】（秋定嘉和編 三一書房 一九七三年）から要約して、呉地方で最初に結成された水平社の活動を紹介する。

一九二四（大一三）年六月、「賀茂郡水平社」は広海軍工廠職工の差別発言を糾弾している。同僚の職工同士が

彼らの所属している組長のことを「茶筅組長だ」と嘲笑したのを聞いて糾弾のとりくみをした。

また路上での女性の「茶筅髪」発言を糾弾、新聞に謝罪広告と謝罪文三千枚を要求し、全国水平社の運動方針を開展している。

また広の大川で遊んでいた呉市内の少年が、ちょうど部落の青年五人が乗つて船遊びをしながら通りかかった船に乗船をねだり断られたことから、その少年が五人に対し「茶筅」と口走ったという蔑称差別事件にもとりくんでいる。

また乗り合い馬車の馬丁をしていた青年が、客待ちの茶店で同席した他の青年にふざけて「奥のドヘイ」（山奥の文明の遅れた平民の意味か）とののしつたところ、相手の青年が「茶筅のお茶引き」（「お茶引き」は客が来ないので暇をもてあます意味。その馬丁が客がなくて暇なのを揶揄する意味か）と応酬してののしり合い、それを水平社同人が聞いたという事件にもとりくんだ。

しかし、これらの活動は官憲の監視・尾行を受けることになり、一九二四年九月、中心になつて工廠工員のOさん（二七歳、竹細工の家業のFさん（三〇歳）が呉刑務所に収監されてしまい、脅迫罪として懲役一年の不当判決がなされ、賀茂郡水平社は三ヶ月の短い活動を

終えてしまった。

『広島県水平運動史』（中野繁一）によると一九二七年（昭二）年、「呉水平社創立準備」の見出しで次のように述べられている。

「呉市在住のG・N氏を中心に、呉水平社創立の準備が暗々裡（内密）になされつてあることを通知されてきた」というもの。「暗々裡」は地下活動ということで、いかに水平社の支部創立を警戒し妨害していたかよくわかる記事である。G・Nさんは宇部水平社執行委員であった。その秋に呉にやつてきた人である。（呉新聞）一九二八年二月一日）苦労して一九二八（昭三）年一月二十四日、正式に「呉水平社」は結成された。

同年五月一日、広島県水平社呉支部創立大会と「春季大演説会」が呉市朝日座で行われた。参加者三百名で、県水平社・高橋委員長、大阪水平社・来須委員長らの熱弁に、呉市の部落大衆は涙をこぶしで拭きながら叫んでいた。「午後七時四〇分から始まり、盛会のうちに同一〇時一五分に閉会した」とある。

全国的な水平社結成の動きや、広島県・呉市の水平運動には全く登場してこない戦前の山手二丁目である。運

動という以前に、まず生活をなりたたせるのに精一杯だったという差別の厳しさが伺える。山手二丁目で部落解放同盟を作った年度である一九六九年三月に「町のつながり」（第一部）が隣保館館長Iさんをはじめ有志の力でで発行された。

元号が大正に変わる一九一〇年頃、この町が温かく、住みよいところだと評判が立ち、市内や近郊から遠くは県東部地域からまで、この町をさして移住していく者が増えて、川沿いにはたちまち三〇余戸の住宅ができました。そのなかには食肉場へ勤める者も加わっていました。大正八（一九一九）年の頃には、世帯六〇戸を数えるようになってきました。

と、増加する家数を述べている。すでに一九〇九年に市営のと畜場が設置され、対岸には海軍刑務所が移転してきた。また一九二二（大一一）年、と畜場の隣に呉拘置所が建設された。ちょうどこの年、東京からY・Mさんという一人の女性がこの地にたどり着いた。彼女は元は島根県の人だった。結婚後夫を亡くし、思うところあつて四国の遍路をし、高野山で修行したのち、「瓜生四恩会東京養育院」で学び、社会福祉に一身を捧げようと

決め、地方改善を志す。夫のいた呉に帰つて来て中山手町で、育児から発展して自前で託児所を創設した。のち一九二七（昭二）年にIさんが受け継ぎ「四恩館」と名付けられる。Y・Mさんは託児所創設後わずか二年目に、川で子どもたちの洗髪をしたことがもとで高熱を出し他界してしまったが、その当時は青年たちの協力も得て計一八人の保育、学齢児童の教育、生活改善に休まず働いていたという記録がある。【呉市社會事業要覧】昭和五年一月 呉市社會課

ただし、託児所に掲げてあつた「四恩」とは「君の恩・親の恩・神佛の恩・衆生の恩」というもので、仏教と儒教や国家主義の融合したような道徳教育的なものであつたと考えられ、大正期に入つて米騒動の後政府の肝煎りで行われていた「帝国公道会」（会長・大江天也）の融和政策に同調して「天皇の聖恩・住民の生活改善・德性涵養」という治安対策の目的と通じるところがある。戦後もこの標語は四恩保育所の正面に貼り付けてあつたので、今、七〇歳前後になる当時の子どもたちは皆、そのもとで保育を受けたといふ。のちに解放運動により、そのような四恩の意味すら気づかなくさせられていたのだ、と立ち上がつた住民は自縄自縛から覺醒するようなら習もしていったのである。

この冊子には、「一九二八（昭三）年、世帯数一〇七世帯、人口四四〇人」と出てくる。一九二二（大正一〇）年に呉市役所内に事務所を置き発足した、救貧・救済事業、少年少女教化、地方改善事業を行う目的の社団法人である呉同濟義会の事務を委嘱されたS・Wさんが残したもの記録に、この地区的産業・施設として、織帶製造所・壤工場・と畜場・牛市場・火葬場・呉拘置所・呉四恩育児所（戦後、一九四六年に、四恩保育所と名称変更）があげられている。

呉同濟義会は次のような予算収入で運営されていた。

内務省奨勵金

二百圓

御下賜金

二百圓

県補助金

一四一八圓

員會釀金

五一〇〇圓

寄付金

六四四〇圓

預金利子

二三五二圓

繰越金

一四一三圓

計

一八四五九圓（一九二八年度決算例）

これらを元手にして社会事業や奨励金交付をその活動とした社団法人であった。次がその取り扱った内容であ

る。(資料『吳市社會事業要覽』昭和五年一月吳市社會課)

- 一、「救貧事業」(金品給与、学用品給與)
- 二、「臨時救濟」(年末に際し一時の給與、葬儀費用
給與、歸國または市外轉出旅費、
棄兒・遺兒・行旅病人に対する一
時的救濟、特に診療を要し、また
は看護を要する者に対する臨時給
與)

- 三、「防貧事業」(職業小資金貸與)
- 四、「不良少年少女化事業」
- 五、「地方改善事業」(簡易住宅建築貸與、改善的託
児事業に対し建物を無料貸與)
- 六、「市内社会事業に対し奨勵金交付」

この記録の中に、山手町への地方改善事業活動が記録
されている。戦前の山手二丁目を知る貴重な資料である。
いかに厳しい部落差別による人権侵害の生活実態があつ
たかを認識できる一九二二八(昭和三)年度の記録を紹介
する。

(ホ) 地方改善事業

一、簡易住宅貸與

本市上山手町の細民の中には、鶏小屋を修覆し又
は掛小屋などに住居する者が相當にあつて、其の慘
状は目も當てられぬので人道上、風紀、衛生保安な
どからして放置し難く、之が改善を期すること、し、
一旦それ等掛小屋を買収して取り崩し新に小住宅一
〇戸を建築して最も低廉な家賃で貸與して居る。

一、簡易住宅構造、建坪等

平屋建	木造	構造物	建坪	戸数	家賃圓	間取及戸数	總建築費
瓦葺	一〇〇坪九 一五	敷地坪數	四七坪	二〇	一・七〇	四五 五戸	
	五〇						
	三・〇〇		二・五〇	四・五			
	六・一	一戸	四・五	二・二戸	四〇・六圓〇〇		

二、建築物無料貸與

四恩會の事業は地方改善上適當であるので、大正
一二年より奨勵金を交付し之を助成すると共に託児
所の建築物も無料で貸與して來たのであるが該建築
物は腐朽し修復しても使用に堪へなくなつたので、

昭和三年度に於て新築し從來通無償で貸與するこ
とゝした。

一、四恩會ニ貸與セル建築ノ模様

敷地構造	敷地坪	建物坪延坪	経費圓	竣工年月日
木造瓦葺 一階建	六三 三七	三四 七五	三〇二・九四〇	昭和三年 七月二九日

(八) 社會事業獎勵

各種社會事業はそれゝゝ其の目的と使命を有つて居り、銘々に其の機能をよく發揮し彼此相俟つて諸種の問題が緩和せられるのであるが故に、本會は市内における各種社會事業の圓滑なる活動を促すが為、年々奨勵金を交附して居る。而して昭和三年度に於て交附したものは左表の通りである。

一、社會事業二對シ奨勵金交付	一一〇〇圓
一、吳保護會	二二〇〇圓
一、吳救療院	一五〇〇圓
一、四恩會	二二〇〇圓
一、吳施宿所	一五〇〇圓
一、吳社會事業協会	一五〇〇圓

九、四恩會

一、所在地 吳市中山手町四一番地

二、組織 個人經營

三、創立 大正一年三月一五日

四、代表者 S W

五、職員 理事四名、顧問五名、保母一名

六、沿革 本市山手町住民中には細民多くありて、是等恵まれざる家庭に育まる、兒童の荒めると薄倖であるとは、蓋し想像以上のものがあるが、今は故人となつた村上八千榮女史は此の情態を見て痛く心動き、蹶然起つて荒廢した家屋に居住し、之を託兒所に當て是等兒童の為に良き師となり、母となり、友となつて只管改善に努めた結果は観面であつて、女史と兒童の間に通ずる脉々（脈々）たる情緒は他所目にも美はしくも涙ぐましいまで、あつたが、過度の努力は遂に身體を害い病を得、事業を經營すること約一ヶ年にして黄泉の客

一、吳感化樹德會 一五〇圓
一、吳警察署簡易救濟會 二〇〇圓
計 二五五〇圓

となつたのである。本館前の女史の墓碑は日々児童の敬慕の的である。其の後T・I・氏事業を継続せしが都合により昭和三年一月よりS・W氏事業に携はること、なり今日におよんで居る。

七、經營狀況

- 一、創始者故村上八千榮女史に墓碑を託兒所前に建立して常に恩師の徳を偲ばしめて居る。
- 二、幼兒保育 幼稚園程度の畫面育保事業
- 三、日曜學校 宗教々育に基く児童中心教化事業
- 四、畫面教育 畏常一年生の為復習をなさしむ
- 五、夜間教育 小學校生徒及青年團員の為之を行ふ
- 六、巡回文庫 書籍及雑誌を巡回閲覧せしむ
- 七、裁縫部 小學校卒業生及婦女子の為之を行ふ
- 八、人事相談及無料代書
- 九、簡易無料診療（本館内に設置す）
- 十、巡回産婆及看護
- 十一、無料理髮（吳理髮組合青年部員出張して奉仕をなす）

八、資產及負債無シ

一、補助金	一一〇〇圓	一、事務費	一四圓
計	一一〇〇圓	一、事業費	一五〇圓
一、其 他		三六圓	
計		二〇〇圓	
支 出			

保育所が補助を受けた二〇〇円は、現在の三四万円程度と言えようか。一九三〇（昭和五）年の白米の小売価格の相場で一斗（一五kg）が三圓四五錢であつたので、今日の一九八六年でこの金額に相当する。（参照「値段史年表」朝日新聞社）これでは今日月額二万八千円程度で職員・保育士の手当て、事業費を出すこととなり、とても単独經營は無理な話である。嘱託をしていたS・Wさんのお娘さんが産婆も兼ねており、この人の取り上げた赤ん坊はこの地区で千人にはのぼるだろうといわれている。そのような個人的「献身」に地方改善は委ねられていた。

また、この記録からは、昭和初期の融和政策の時期に山手町には、瓦葺きの平屋の改良住宅が、四畳半五戸・四畳半と二畳のもの一戸・六畳と二畳のもの四戸が吳同

済義会の手によつて建築されたと判る。

しかし、戦前を通じて呉市社会課の『社会事業要覧』には、「住宅建築物の低廉貸与」・「四恩会の事業」という二つの事項だけが通年統けて報告されるのみであり、無料理髪・巡回産婆看護・無料代書・裁縫部・巡回文庫・昼夜の教科学習という四恩会の行つていること以外には手だてはなかつた。

また、文中に現れる表現は「同情融和」の典型的なものである。

①「人道上・風紀・衛生・保安などからして放置し難く、之が改善を期する」と、公平な行政を行うべき責任は全く顧みることはなく事業の目的を述べている。「人道」の域をでないのである。風紀・保安とは治安上の意味であり、偏見も十分働いた表現である。

②「細民多くありて、是等恵まれざる家庭に育まる、

児童の荒めると薄倅であるとは、蓋し想像以上のものがある」と、差別用語の「細民」を使いながら、「恵まれざる家庭」であるとし、その中で育つ子どもは「すさんでおり、薄倅である」と見ていい。

③「女史は此の情態を見て痛く心動き蹶然起つて荒廢した家屋に居住し、之を託兒所に當て是等児童の為

に良き師となり、母となり、友となつて只管改善に努めた結果は観面であつて、女史と児童の間に通ずる脉々たる情緒は他所目にも美はしくも涙ぐましいまで、あつた。」

この文章の主人公は村上八千栄さんや、または同済義会の醸金を出す会員とか、寄付をくれる熱心な貧者救済の仏の心を満たす人のお陰というわけであつて、地区の住民ではない。底を流れているのは、そのような地区へよくぞ女史は「痛みの心で飛び込んで」「すさんだ児童に慕つてもらえる高潔な行為」をしたとの「美談」の表現をしているように、周りの評論家の立場からの賞賛である。行政の書き方がこのようであるから、一般の市民の差別意識の状況はもちろんひどいものがあつたのである。だが、村上さんのように住民の福祉にかかる呉市民は他にはいなかつた。融和的とはいつてもその心意気を感じて、当時の地区の児童は「女史と児童の間に通ずる脉々たる情緒は他所目にも美はしくも涙ぐましいまで、あつた」というのは、学校にもゆけなかつた子どもたちにとっては、一筋の光となつたことは間違いない。その現場を想像するにつけ、進路保障の一端を示す子どもの反応である。

七 戦後から支部結成までの山手二丁目

このような背景の中で、不当な見込み捜査もやはり當時の「特高警察」を始めサーベルを持った当局によつて行わたることがある。現在高齢を迎へつつある住民がまだ小学生の子どもだった一九四二（昭一七）年に、地区の前を流れる二河川の下流付近河原で、切斷された手首が発見された直後、地区の住民は突然、集中見込み捜査を受けた。その日のことをT・Nさんは「青年も子どもも、とにかく山へ逃げ込んだ。つかまえられて二、三日してふらふらになつて帰つてくる人もいた。家の中へ土足で踏み込んで押入れの中まで『若い者はおらんか』と叫んで、軒並みいつぺんに（同時に）やつてきた。狭山事件とおなじ事だつた」とはつきり覚えておられた。

後日、もっと下流の他地区に住むおばあさんが、息を引き取る前「あの時の犯人はよそへ行つているうちの息子です。世間に迷惑をかけました。死ぬ前にそのことだけははつきり言つておかないと、死んでも死にきれません」と言つていたという近所の人の談話が新聞に出た。地区の人は「とんだ濡れ衣だった。あたかも、この地区だから犯人がいるだろう、と呉市民に思わせた捜査は大問題だ」と怒つた。

冊子「部落解放」第二八号（一九七二年六月）「呉支部結成三年の闘い」により仕事のことを紹介すると、主要な生産関係から排除、ないし疎外されてきた当地区の人々には職業選択の自由がほとんどなく、戦前から仕事を求めて苦労に苦労を重ねたということが半生を語つた記録に見られる。次に引用した記事は書記長だったM・Nさんの話である。

一九二〇年代（昭和の初め頃）地区の人達は、夏にはハミ（蝮）を取りに行つたり川漁をしたりして生活している人が多かつた。冬の仕事はスッポン取りである。スッポンが冬眠している時期、氷の張つてゐる池の中へ素足で入り、ズブツ、ズブツと泥の中へ足を入れる。コソンと当たるのがスッポンである。何匹か取つて上がると、足はしごれてしまつて地面を素足で歩いても感覚はまったくない。痛くもない。苦労して取つたスッポンやハミを葦草屋へ売つて生活を支えていたのだ。その日暮らしだから収穫のない時には食べるごはんの量を減らさなければならなかつた。しかし子どもに食べさせないわけに

はいかず、親がお茶で腹をごまかしていた。

また堺川（市内中央の繁華街を流れる川）とか、ドブ川とか、屋台の釣銭などが転がって落ちていたり金属のものは混じっていないか”とうし“で拾つたりしていた。特に工場のゴミ捨て場へは多くの人がわれ先にとかけつけ、ゴミくずの中の金になるものは何でも競争で拾つた。：地区の人は土方にも雇つてもらえなかつた。

一九三七年頃から戦争が始まり（昭一二年頃）日中戦争の開始）、そのような生活が自然と変わつてきた。海軍の兵隊が増えてくるにつれて、靴の修理を仕事にする人が多くなつてきた。しかし、靴の修理も楽ではない。仕事をする場所取りが大変だ。時には前の晩から遅くとも朝の二時、三時頃からより良い場所取りに出かける。生活がかかっているとはいえ、それはみじめな状態だつた。場所争いでけんかになることもしばしばあつた。そのころ靴修理をやつてゐる者が百名を越えていたろう。戦後も続いたが、一九四八（昭二三）年頃からビニール靴が出はじめ、仕事が少なくなるにつれ靴修理から”失対“へと変わって行く者がふえていった。役所関係の仕事につけたのは失業対策の”失対“がはじめて

だつたわけで、”失対“は最上の就職口だつた。

M・Nさんは解放同盟呉支部の書記長をされていた。運動するためには字を識らねば大会の文書や案内が読めない。病院の受付でも看護婦さんの前で名前が書けなくて苦汁を舐めた経験がある。辞書をかたわらに置き、最初は独りこつそりと、やみくもにめざす漢字を探していつから「一つの漢字にめぐり合うまで何日もかかつた」と、在りし日、笑いながら語つておられた。部首とかヘンとかの漢和辞典の使い方を教員から教えてもらつて速くなり、やつと主張したかつた思いが割とスマーズに書けるようになつたという。この人の見てきた山手二丁目の多くの人たちの変遷は、そのまま地区のたどつてきた被差別の歴史であつたと言えよう。

戦後の生活はこのようにして、なかなか出口のない差別の悪循環の中でみんなうめきながら、いがみあいながら、月日が経過していった。

戦後すぐの一九四五（昭二〇）年九月一七日、枕崎台風が呉市を襲つた。呉市全体で死者一一五四人、負傷者四四〇人、流失家屋一一六二戸、半壊家屋七九二戸、床上浸水八八一四戸という被害が出た。この時鉄砲水など

により、当地区の八割の家屋が全壊し、死者三三名を出した。このように当地区の被害が大きくなつた原因は何なのか？

【町のつながり】（第二部）によると、一九四一（昭一六）年、日米開戦前に海軍は地区の上方の谷間を埋め立てて広場を作り、海軍墓地と物資置き場にしたのであつた。その物資置き場の機材を守るため、戦時には海軍が広場の上方の山肌に「火道」を作つて置くのだと、三方の山の立木を切つて放置してあつたので、その丸太が大水で降下してきて、金立川の暗渠を埋めたり、墓石をも倒して巻き込み、人家のある下の谷間に押し流してしまつた。また山肌が露出したため、鉄砲水が出やすくなつていた。被害を大きくしたのはまさに軍事のための人災であるといえよう。

また、九月中旬のこの時期は、七月一日の呉大空襲の直後だつた。戦後一ヶ月しか経つていないので、空襲を受けてこの谷間に疎開して、小屋がけや間借りで住んでいた住民も合わせて、世帯数にして二百、人口千人がいたところへこの台風は襲つてきた。だから多くの死者の中には身元が分からぬ人が多いわけである。そのまま当地に残つている家族の人の被害は判つてゐる。子どもを含め死者は一〇人あつたという。

この台風で目の前に架かつてゐた市街地への通路となる橋である上山手橋も流れてしまつた。火葬場への通行など施設の利用にも困るのに、行政は二年以上この橋を放置した。仕方なく、住民は落ちた橋の根本に「けた」をかけて、一度川の中に降り、流量の少ない時しかできないのだが、水の中を石を伝つてまた登り梯子をよじ登り、対岸の道路に出て町の銭湯に通つたりしてゐた。

時間が経つて一九六七（昭四二）年七月九日、再び大きな集中豪雨が町を襲つた。この時も呉市全体で山崩れ・崖崩れ・河川決壊・氾濫などが一七〇ヶ所もあつた。呉市全体で生き埋め一七一人、死者八八人、負傷者四六七人の犠牲者がでた。この地区でも鉄砲水で金立川上流の流路が変わつてしまつた。丁度その鉄砲水が一気に中央の道を駆けおりる時、ガードレールも無かつた坂道を自宅に向かつてゐた三十三歳の女性が川に呑み込まれて行方不明になり、後日十km離れた吉浦町の沖油庫の海上で見つかつた。

【町のつながり】（第二部）がこの時の模様を伝えてゐる。

昭和四二年六月二七日から雨の日が多くなり、七月七日から本降りの雨に、七月九日の朝から大雨と

なりました。午後五時頃豪雨となり、あつといいう間に、ゴーッとのすごい勢いで流れる圧力は、暗きよを破り、地面上に大きな穴をあけ、道を塞ぎ、金立道が川となり、同時に推定一五〇坪くらいの墓地が崩れ、墓石がと畜場前まで押し流されて来ました。

このような様を生き地獄というのでしょうか。

午後五時半には、と畜場の前は、三畳敷位の暗渠の蓋が小躍りし、駄菓子屋が埋まりました。保育所の前は五坪位の大穴となり、住民は逃げ場を失い、山づたいに他の町に避難しました。

頑丈な建物といえば火葬場くらいのものだったから、そこで一夜を過ごし、わが家が流失するのを目前で見ていた人もある。この時の当地区の被害は次の通りだつた。

- 死亡 一名
- 家屋の全半壊 一一戸（一四世帯四〇名）
- 亀裂土地 二箇所
- 床上床下浸水 六〇世帯（二〇〇名）
- 崩壊箇所十箇所余り（墓地百五〇坪を含む）
- 復興奉仕作業員（当地） 延べ約六百人

八 解放運動に立ち上がる

この頃までずっと、各家には水道はつけられていなかつた。わずかに、家畜市場の跡を区画整備した住居地に四栓ほど、旧式水道がつけられた。それとても一九六七年三月という地区全体に本管を通した時の遅い時期の設置であった。その後もまだしばらくは、地区住民のほとんどは川の水がしみ込む共同井戸を不衛生なまま利用し、保健所があとで調べると「飲めません」といわれた。だからこの四栓は貴重だつたという。

支部結成への動きは、このような全国にも例を見ない環境の問題と生活の問題から始まつていく。差別の標的にされていて、地元住民も匂いがしたり、洗濯物も干せないほどの塵で困つてゐるところの火葬場の移転、それに水道を引いて欲しいこと、また、雨が少しでも降ると山崩れ・鉄砲水におびえなくてはならない、という状態をなんとかして欲しいと、日常生活の改善事項から要望活動が始まつたのである。

自然発生的に一九六四（昭三九）年に、自治会婦人部・青年部から地域改良事業の動きが起つてくる。同年九月、長年要望してきた火葬場への道路が舗装され、谷の中腹にある火葬場へ向かつてバス・タクシーなどの

通行があつても、やつとほこりが立たなくなつた。一九六五（昭四〇）年、火葬場の移転運動が起き、自治会から吳市へ要請書を出した。しかしながら返事はこない。一九六六（昭四一）年には隣保館を「吳市翠会館」とし、そこで地元をどう改善していくのか、住民の話し合いが連日続けられていつたのである。

一九六七（昭四二）年、民家用の上水道の本管がやつと実現した。その際、吳市の上水道普及率は八六・一%であつた。山間田園地帯の農家がきれいな井戸水を利用している程度で、市街区では上水道がほぼ完全に普及しているという時期の最後になつて、やつと水がやつてきて、住民は文明開化だと喜んだ。皮肉なことに二月に水道が普及したこの年、七月には先程触れた大集中豪雨に襲われ、大変な被害が生じたのである。

前掲の冊子「部落解放」から引用して、運動に立ち上がつた当時の様子をのべる。

一九六七（昭四二）年一〇月頃から、部落解放同盟広島県連合会西部地協副委員長であつた木下達夫さんが何度も地区に来て、一日も早く完全解放に立ち上がるよう呼びかけられた。また、翌年五月には東部地協委員長であつた小森武夫さんからも強力

な運動支援の呼びかけを受けた。町内にもそれらの働きかけに応えてたちあがろうとする自覚めが起こり一九六九年六月頃から、当時県連副委員長であった小森龍邦さんの指導のもとに同志が集まつて学習が重ねられた。そして同年一二月吳支部を結成したのである。一二月十九日直ちに対市行政交渉をおこなつた。市行政は環境改善事業、福祉対策としてわずかの予算が形式的に組まれてゐるのみだつた。多くの同志の支援を受け、隣保館で二〇〇名の参加のもとに住宅改良、環境改善などの一八項目を要求し、助役をはじめ参加した各部長から念書を取ることに成功した。

以来、市民の差別意識のもととなつてゐる環境改善事業に精力的に取り組み、今日では火葬場の移転・市営アパートの建設・保育所の設置・野犬処理場の移転・と畜場の廃止および吳市海岸市場にある食肉センターへの移行・崖崩れの危険度の高い斜面の改造や防護工事などを達成してきた。結局、海軍とその意向を受けた戦前の吳市行政が百年かけて政策的に当地区に押しつけてきたものを、この三〇年間で取り払つてきたという結果である。しかし、單にそれだけだつたのか、という意味ではな

いことは勿論である。運動の成果として、高校進学率の向上、同和教育の発展を勝ち取ってきた。また呉支部結成の一、二年後に相次いで結成された仁方支部・広支部と共同歩調を取つて一九八二年には部落解放同盟呉市協議会を結成したあと、呉市協議会女性部の結成、さらに最近になって呉市協議会保護者会を結成し終わった。次代の運動を受け継いでくれる子どもたちの進路保障によつて、部落差別を撤廃するのだ、という意気込みで親・保護者が現実をみつめて頑張つていこうと三支部の高等学校保護者たちを最初として、中・小・保育所と順に保護者会を結成して、子育ての悩みや差別の現実を話し合つてゐる。

その輪の広がりの中で、人々は生きる自信と誇りを持てた。とりわけ、いくら市民の意識が厳しいものがあるうとも、かつてのようにそれに負けて卑屈になるのではなく、堂々と胸を張つて山手二丁目を「吾がふるさと」と名乗れる誇りをもつてきた。「人類最高の完成に向かつて突進する」というエネルギーをお互いに培つてきた。これらの日常の積み重ねは偉大な財産である。

眞実を理解していない、あるいは知る機会もなかつた県民・呉市民・全国の人々に本記事を通じて「本当のこと」を理解してもらい、自己の「人間」の在り方をじつ

くり考え、「眞実」を追求して、これから生き方に返していつてもらえるような、そんな人々が少しでも増えることを念願している。

